

経営事項審査制度の改正 ⑱ 経理処理の適正を確認した旨の書類(その 14)

はじめに

今月は、『経営事項審査制度の改正』の最終回、「経理処理の適正を確認した旨の書類」(以下、「チェックリスト」と記します。)の解説の 14 回目です。

なお、いつものとおり意見にわたる部分は私見であることをあらかじめ申し添えます。

2. 確認項目の内容(つづき)

2-24 JV

- ・ 共同施工方式の JV に係る資産・負債・収益・費用につき、自社の出資割合に応じた金額のみを計上し、JV 全体の資産・負債・収益・費用等、他の割合による金額を計上していない。
- ・ 分担施工方式の JV に係る収益につき、契約金額等の自社の施工割合に応じた金額のみを計上し、JV 全体の施工金額等、他の金額を計上していない。
- ・ JV を代表して自社が実際に支払った金額と協定原価とが異なることに起因する利益は、当期の収益または未成工事支出金のマイナスとして処理している。

JV(建設工事共同企業体)の会計処理について、法的拘束力のあると思われる規定はほとんど見当たりません。唯一、国土交通省の告示である「勘定科目の分類」の完成工事高の記載において、『…なお、共同企業体により施工した工事については、共同企業体全体の完成工事高に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を計上する。』という規定があるのみです。

また、法的拘束力はないものと思われませんが、国土交通省が監修し、建設産業経理研究所が発行している「JV の会計指針」が実務上の参考になるものと思われま。

JV の種類については、出資割合を定める共同施工方式と工事内容や工事場所で分担して実施する分担施工方式がありますが、いずれにしても、JV に参加している個々の企業は、連結財務諸表のように JV 工事全体を決算に取り込むのではなく、JV 工事のうち、自社の負担割合のみを貸借対照表及び損益計算書に計上すべきこととなります。

JV に関する税務上の取扱いにおいても、JV は民法上の組合に準ずるものとして、JV それ自体に納税義務はなく、参加企業おのおのがその分担割合に基づいて、法人税及び消費税を負担することとなります。

収益の計上基準についても、個々の企業ごとに、自社の会計方針に基づいて、工事進行基準または工事完成基準を採用すればよいものと思われま。

2-25 個別注記表

- ・ 重要な会計方針に係る事項について注記している。
 - 資産の評価基準及び評価方法
 - 固定資産の減価償却の方法
 - 引当金の計上基準
 - 収益及び費用の計上基準
- ・ 会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記している。
- ・ 当期において会計方針の変更等があった場合、その内容及び影響額を注記している。

注記については、建設業法施行規則様式第十七号の二が定められていますので、これにしたがって作成する必要があります。重要な会計方針について、チェックリストには上記の記載しかありませんが、これに加えて、「消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法」を記載する必要があります。なお、建設業財務諸表においては、消費税等の会計処理について、免税事業者である場合を除き、「税抜方式」による必要があります。

また、会計監査人を設置していない、株式譲渡制限会社であっても、上記重要な会計方針のほか、株主資本等変動計算書関係、その他について、注記する必要がありますので注意が必要です。詳細については上記様式を参照してください。

なお、会社計算規則においては、該当のない項目はそのタイトルも記載する必要はありませんが、上記様式においては、必要な注記事項のタイトルを省略することはできず、「該当なし」と記載する必要がありますので、ご留意願います。

おわりに

以上で、『経営事項審査制度の改正』の解説を終了させていただきます。「チェックリスト」について特に長々と記述してまいりましたが、このチェックリストの制定後、企業会計基準の変更等があり、また、修正すべきと思われる点もあり、早期の改定が望まれるところです。

(取締役 公認会計士・税理士 矢島和彦)